発信日: 2021年10月1日

## 《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第 159 号

## 今回のテーマ「ワクチン接種証明書保持者に対する入国時待機期間短縮」について

新型コロナウイルス感染症の水際対策として、新たな措置が10月1日から実施されています。 外務省・厚生労働省が有効と認めたワクチン接種証明書が対象で、今回の発表では、アジアに おいては、インドネシア・シンガポール・スリランカ・タイ・ベトナム・香港・マレーシアで 発行されたものです。接種証明書は翻訳(日本語又は英語)添付など条件があります。

対象者については、①自宅等での待機10日目以降に改めて自主的に検査して、陰性の結果を 厚労省に届け出た場合、待機期間を短縮。②水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・ 地域からの入国について、検疫所が確保する宿泊施設での待機措置が免除。 詳しくは外務省HPを確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\_2021C128.html



☆ ホーム > 広域情報詳細

広域情報

本情報は2021年10月01日(日本時間)現在有効です。

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(ワクチン接種証明書保持者に対する 入国後・帰国後の待機期間について)

2021年09月27日

- ●9月27日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。
- ●今回の措置の主な点を以下のとおりお知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、最新の情報に御留意いただくとともに、特に本件措置の対象となるワクチン接種証明書等について、下記のホームページ等を御確認ください。

「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について(2021年9月27日現在)」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate\_to\_Japan.html )

●さらなる詳細については、以下のホームページを御確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置(18)」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238893.pdf )

国内外でワクチンの接種が進展しつつあることを踏まえ、検疫所が確保する宿泊施設にて6・10日間の待機対象となっている指定国・地域以外の国・地域から入国・帰国し、且つ、外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワクチン接種証明書を保持する方については、入国後14日目までの自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査(PCR検査又は抗原定量検査)の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、残りの期間の自宅等での待機を求めないこととします。

また、検疫所が確保する宿泊施設にて3日間の待機対象となっている、水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域及び水際対策上 特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域から入国・帰国し、かつ、外務省及び厚生労働省にて有効と確認したワ クチン接種証明書を保持する方については、検疫所が確保する宿泊施設での待機を求めないこととします。

なお、これらの措置は令和3年10月1日午前0時以降に入国・帰国される方を対象に実施することとします。